

地方出入国在留管理局 への申請

- 初めて1号特定技能外国人を受け入れる農業者等は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請(又は在留資格変更許可申請)の際、「1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる」旨の「誓約書」(※)を提出
- 農業特定技能協議会への入会手続は、当該外国人を受け入れた日から、4か月以内に実施

(※) 「誓約書」の様式は、法務省ホームページに掲載



ステップ 1

入会申請フォーム(※)への入力

- 農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(氏名・名称、住所等)を入力・申請

(※) 入会申請フォームは、準備が完了し次第、農林水産省ホームページにて案内予定



ステップ 2

申請内容の確認

- 農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)



ステップ 3

協議会への入会完了

- 申請者宛に「加入通知書」を電子メールで送付

(※) 以後、1号特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請等の際に、「加入通知書」を添付

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [経営](#) > [農業分野における外国人の受入れについて](#) > [新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について](#)

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。農林水産省の所管では4分野（農業、漁業、食料品製造業、外食業）で受け入れることとしております。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日から施行されています。

[農業分野における新たな外国人材の受入れについて（平成31年4月）（PDF：1,914KB）](#)

[【農業分野】新たな外国人材の受入れ制度に関するQ&A（平成31年3月29日時点）（PDF：523KB）](#)

[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針及び要領【外部リンク（法務省）】](#)

[外国人材受入れ・共生のための総合的対応策【外部リンク（法務省）】](#)

[外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議【外部リンク（首相官邸）】](#)

[外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について【外部リンク（金融庁）】](#)

○特定技能外国人受入れに関する運用要領

[特定技能外国人受入れに関する運用要領（PDF：1,116KB）【外部リンク（法務省）】](#)

[1号特定技能外国人支援に関する運用要領（PDF：259KB）【外部リンク（法務省）】](#)

・農業分野に係る要領別冊

[本文・別表（PDF：111KB）](#)

【参考様式第11-1号】農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（PDF版：5KB、WORD版：21KB）

【参考様式第11-2号】派遣先事業者誓約書（PDF版：14KB、WORD版：25KB）

【参考様式第11-3号】農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（PDF版：7KB、WORD版：22KB）

【参考様式第11-4号】登録支援機関誓約書（PDF版：4KB、WORD版：19KB）

○農業技能測定試験及び日本語能力試験について

〔農業技能測定試験〕

農業技能測定試験については、今年秋以降に実施すべく、現在準備中です。

〔日本語能力試験〕

試験の詳細についてはこちらのページをご確認ください→[日本語能力試験【外部リンク（\(独\)国際交流基金）】](#)

○農業特定技能協議会の開催状況等

（協議会）

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について：農林水産省

第1回農業特定技能協議会(平成31年3月27日)

[会議資料\(PDF: 1,280KB\)](#)

[議事概要\(PDF: 147KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」規約\(農業特定技能協議会決定第1号\)\(PDF: 232KB\)](#)

(運営委員会)

第1回農業特定技能協議運営委員会(平成31年3月27日)

[会議資料\(1\)\(PDF: 967KB\)](#)、[\(2\)\(PDF: 1,035KB\)](#)

[議事概要\(PDF: 167KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」運営要領\(運営委員会決定第1号\)\(PDF: 186KB\)](#)

第2回農業特定技能協議運営委員会(令和元年5月28日(書面による持ち回り開催)) **New!**

[会議資料\(1\)\(PDF: 1,583KB\)](#)、[\(2\)\(PDF: 1,468KB\)](#)

[議事概要\(PDF: 114KB\)](#)

決定事項

[農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について\(運営委員会決定第2号\)\(PDF: 108KB\)](#)

○「農業特定技能協議会」への加入方法等について **New!**

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

なお、4ヶ月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなるのでご注意ください。

加入については、下記の入力フォームから必要事項を記入の上、ご登録ください。

個人の方は[こちら](#)

法人の方は[こちら](#)

加入後に変更等が生じた場合はこちらから(個人の方) (法人の方)速やかに報告願います。

農業特定技能協議会から退会する場合はこちらから(個人の方) (法人の方)入力ください。

なお、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

○「農業特定技能協議会」の加入者一覧表

「農業特定技能協議会」運営要領第5条の規定に基づき、加入者の氏名を公表いたします。

なお、こちらから送付する「加入通知書」は2回目以降の受入れの際に必要となります。

そのため、「加入通知書」は大切に保管いただきますようよろしくお願いいたします。

お問合せ先

経営局就農・女性課

担当者：雇用労働グループ

代表：03-3502-8111 (内線5203)

ダイヤルイン：03-6744-2162

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 経営 > 農業分野における外国人の受入れについて > 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について > 「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム(個人用)

「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム(個人用)

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

農業特定技能協議会へ加入を希望する場合は、次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

なお、登録いただいたメールアドレス宛に「加入通知書」を送付予定としておりますので、もしメールアドレスをお持ちでない場合は、申請前に必ずメールアドレスの取得をお願いいたします。

また、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

在留カード番号(受入人数分記入) (必須)
氏名(代表者) (必須)
氏名(フリガナ) (必須)
郵便番号(ハイフンも入力) (必須)
住所 (必須)
担当者役職
担当者氏名
電話番号(ハイフンも入力) (必須)
メールアドレス (必須)
メールアドレス(確認用) (必須)
所属団体 (必須)
雇用形態 (必須)
☐ 直接雇用 ☐ 派遣形態
(派遣形態の場合)労働者派遣事業の許可番号/旧特定労働者派遣事業の届出受理番号
受け入れる者の国籍・人数(国名:○人) (必須)

「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム(個人用): 農林水産省

受け入れる者の状態(技能実習2号修了者/試験合格者) (必須)
登録支援機関に対する支援委託の有無 (必須)
☐ 委託する ☐ 委託しない
(委託する場合)登録支援機関の名称
(委託する場合)登録支援機関の登録番号
以下、会員の遵守事項(遵守すべき事項を怠った場合、除名となる可能性があります。)
外国人に係る出入国又は労働に関する法令の規定を遵守すること (必須)
☐ 同意する
農業特定技能協議会運営要領及び関連する諸規定の内容を理解し、これを遵守すること (必須)
☐ 同意する
協議会の構成員名簿にて氏名等を公表することについて同意すること (必須)
☐ 同意する
協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めた場合には、これに協力すること (必須)
☐ 同意する
登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するにあたっては、協議会に必要な協力を行う登録支援機関に委託すること (必須)
☐ 同意する
送信確認 リセット

お問合せ先

経営局就農・女性課

担当者: 雇用・労働グループ
 代表: 03-3502-8111 (内線5203)
 ダイヤルイン: 03-6744-2162

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
 電話: 03-3502-8111 (代表)
 法人番号: 5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)
[プライバシーポリシー](#)
[リンクについて・著作権](#)
[免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

運営委員会決定第2号

令和元年5月28日

農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について

「農業特定技能協議会」運営要領（以下「運営要領」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき、加入申請のあった者（団体等）に対し、別紙1により「農業特定技能協議会」の加入通知書を送付することとする。

また、変更申請及び退会申請があった場合は、それぞれ別紙2、別紙3により通知書を送付する。

なお、加入申請のあった者（団体等）については、運営要領第5条の規定に基づき、構成員名簿に記載の上、加入年月日、都道府県名、氏名または名称等をホームページで、公表することとする。

(別紙1)

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の加入申請について、申請者を農業特定技能協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙2)

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の変更通知書

〇年〇月〇日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙3)

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の退会通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の退会申請について、申請者の農業特定技能協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 退会申請者の協議会構成員番号
- 2 退会申請者の名称
- 3 住所
- 4 代表者